

## 【コラム】学習に関すること

### ①学習指導案への記載

学習指導案を作成するに当たっては、生徒の興味・関心に沿った学習内容を、学校生活の流れの中で見直しをもって計画することが大切である。また、生徒一人一人の教育的ニーズに合わせた適切な指導内容を設定するには、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を基に、教材研究も含めて複数の担当者で話し合うことが望まれる。

#### ・学習指導案の様式例

特別支援学級や通級指導教室における学習指導案について、固定された様式はなく、これはあくまでも例示である。より良い生徒の活動を組むために、学習内容によって多様な書き方が考えられる。この例示を参考に、学校や学級、生徒の実状に応じて学習指導案の様式を決めていくと良い。

	教科名等を記述 例) 国語科 学習指導案 、 自立活動 学習指導案	
○年○組	△△科( ) 学習指導案	指導者 ○○○○ (T1) ◇◇◇◇ (T2)
<b>1 単元(題材)名</b>		
・単元(題材)名から学習活動をイメージしやすいように表現を工夫する。生活単元学習などの各教科を合わせた指導では、生徒の主體的な活動が感じられ、しかも日常生活の中の活動を単元名にするなど生徒にとって見通しが持ちやすく、わかりやすい名称が望ましい。		
<b>2 単元(題材)について</b>		
・「生徒観」や「単元(題材)観」、「指導観」を記述する。項目立てで分けても良いし、まとめて記述しても良い。		
・生徒観として、学級の実態や一人一人の生徒の実態(単元に関する興味・関心・意欲・態度、本単元に関わる学習の既習状況、生活経験や様子、課題等)について記述する。これまで取り組んできた学習内容との関連や生徒の様子等を踏まえて、単元(題材)を設定した理由や指導の方針等を記入する。単元(題材)設定の理由については、なぜこの学年のこの時期に指導内容として取り上げるのかという指導の必然的理由を明確にする。また、学習を通して育てたい生徒の自立に向けた能力(生きる力)を明らかにする。		
・単元(題材)観として、単元(題材)の内容、ねらい、価値、学習指導要領の位置付け、これまで学習してきた単元(題材)間のつながりや次の単元への系統性・発展性等がわかるように記述する。		
・指導観として、指導形態や指導方法の工夫、具体的な支援の手立て、教材教具の工夫、教師の願いや協力体制などをできるだけ具体的に記述する。		
・合理的配慮の内容については、この「単元(題材)について」に記載するとともに、「本時の展開」の部分に具体的に記載していく。		
<b>3 単元(題材)の目標</b>		
・単元(題材)全体の目標を示す。単元全体の指導目標を明確にするとともに、本時の目標の位置付けが分かるようにする。		
・指導の焦点がぼやけないように2～3項目に絞って示すことが望ましい。		
・生徒の「主體的な学び」という観点から、文末は「～することができる。」と記載する。		
・学習指導要領で示された目標や内容、学習評価の観点を踏まえて設定する。 ～することができる。【(観点名)】		

\*学習評価の観点については、新学習指導要領移行期間中は従来の4観点とし、新学習指導要領の全面实施以後は、新学習指導要領で示された観点に準ずる。

#### 4 生徒の実態と個別目標

- ・単元（題材）を通して育てたい生徒の得意な部分や良さ、また配慮する必要がある課題等を記入する。
- ・「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」に基づき、単元（題材）を通して生徒に期待する姿（到達目標）を具体的に記入する。

	生徒の実態	目 標
A	・単元（題材）を通して育てたい生徒の得意な部分や良さ、また配慮する必要がある課題等を記入する。	・単元（題材）を通して、何をどの程度ねらうのかを、左記の実態に基づき具体的に記入する。

#### 5 指導計画（○時間扱い）

- ・単元（題材）全体の指導内容を小単元に区分したり、題材や教材のまとまりごとに分けたりして、総時間数を示すとともに、区分ごとの時間や日程等を示す。
- ・本時の指導が単元指導のどこに位置しているかを明確にする。

	月日	学習活動と内容	○支援、●評価の観点
第 一 次	○/○	・生徒の学力や発達の状態に合わせて学習内容を計画する。	・学習内容に対する評価の観点（評価規準）を記入する。
第 二 次	○/○ (本時)		

#### 6 本時の指導

##### (1) 本時の全体目標

- ・本時の授業で、学級全体のねらいとすることを記述する。その際、生徒の実態を十分考慮し、単元全体の目標や本時の指導内容・活動に関連させて設定する。
- ・「単元（題材）の目標」と同様、「～することができる」と記載する。

##### (2) 本時の個別目標

###### 例1

生徒	本時に関する実態と目標	指導の手立て
A	・具体的な目標を記載	・手立ては個別の手立てを記載
B		

###### 例2

生徒	本時に関する実態	本時の個別目標	指導の手立て
A			
B			

(3) 本時の展開 (○/□)

【展開】

時配	学習活動と内容	指導の手立てと支援内容（・指導上の留意点等、◎個別の支援・合理的配慮、●評価）	教材・教具・資料等
	<p>・学習場面における生徒の活動の様子がイメージできるように表記する。</p> <p>・学びの主体は生徒であり、生徒が自ら学び、自ら活動するように学習活動を組織する。使役語（させる・せる）は使用しない。</p> <p>&lt;導入&gt;</p> <p>・生徒の経験や既習の知識を理解したり、生徒の興味関心などを呼び起こしたりする学習の動機づけを工夫する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">*学習問題</div> <p>&lt;展開&gt;</p> <p>・生徒一人一人が十分に思考し、自ら活動できるように工夫する。</p> <p>&lt;まとめ&gt;</p> <p>・本時の学習の成果や課題を整理するよう工夫する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">*まとめ</div> <p>・本時の評価を行い、生徒一人一人が学びの達成感と自信がもてるように工夫する。</p> <p>・次時の予告を行い、次時への意欲を持てるようにする。</p>	<p>・あらかじめ留意する事項を記載しておく（教師の助言、指導、指導上の留意点など）</p> <p>・生徒一人一人の反応を予想し、指導の手立て、支援内容を個別に、具体的に記入する。</p> <p>・障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てについても記載する。</p> <p>・教材・教具や資料の扱い方について、具体的に記載する。</p> <p>・安全面や衛生面への配慮について、学習場面を想定し、具体的に記載する。</p> <p>●学習活動に対する評価を記入する。</p> <p>・TTで指導する場合、それぞれの役割を明確にする。（誰がどのような助言、指導を行うのか明確にしておくことが必要）</p> <p>◎生徒の予想される動きから、必要と思われる個別の支援、合理的配慮等について記載する。</p>	

- ・本時の展開は、個々の学習内容がわかりやすいように、書式を工夫して記載する。
- ・指導の手立てと支援内容（指導上の留意点）は、教職員が行うという点から、「～できるように～する。」と記載する。

(4) 板書計画

- ・1時間の学習の流れがわかるような板書を計画し記入する。

(5) 教室配置図 ※学習環境の設定ととらえて記載する。

- ・生活単元学習や作業学習などで、学習場所を移動したり、用具・教具の位置を示したりする場合に記入する。
- ・教室を構造化し、座席・教材などを効果的に配置する。
- ・生徒の学習時間中の動線に注意する。

7 評価

- ・評価のための観点を示す。
- ・評価の方法には、観察、テスト等様々あり、何をもって評価するのかを明確にしておく。
- ・生徒の評価は、指導の評価につながることに留意する。
- ・適切な評価のために、生徒の学習状況を判断する際の目安となる評価規準を設定するなどして、授業における評価の場面や方法を工夫しながら、指導と評価を着実に実施する。

参考文献：特別支援教育指導資料 平成30年度版（平成30年3月 千葉県教育委員会）

平成29年3月に告示された小学校及び中学校学習指導要領では、障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが明記されており、通常の学級においても、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要であることが示された。

これを踏まえ、この改訂では、障害のある生徒の指導に当たっては、個々の生徒によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することが、各教科等において示されている。

通常の学級においても、発達障害を含む障害のある生徒が在籍している可能性があることを前提とし、各教科等の学習指導案を作成する際に、「本単元（題材）の学びの過程において考えられる困難さ」及び、「想定される困難さに対する指導の工夫、手立て」を明確にすることが重要である。学習指導案に記載する場合は、具体的には「単元（題材）について」及び「本時の展開」の部分等に明記することになる。

具体的な学習指導案例については、千葉県総合教育センターのホームページ「学習指導案等検索」を参照（URL…<https://www.ice.or.jp/nc/shien/search/>）

## ②テスト時の配慮

高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議（平成21年8月）では、次のように報告されています。「中学校3年生のうち発達障害等困難のある生徒の割合は約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することとしている。これらの高等学校進学者全体に対する割合は約2.2%である。」

発達障害のある生徒の場合、視覚的あるいは聴覚的な情報処理が苦手な状況が考えられ、学習した内容を理解しているにもかかわらず、通常のペーパーテストにおいては理解したことを表すことが困難な場合があります。また、これまでの学びにくさから学習意欲の低下が重なり、テストへの抵抗感を抱いていることも考えられます。学習内容の理解の状況を適切に把握する方法を工夫することが重要です。

合理的配慮の観点の（1）教育内容・方法にも、「認知の特性、身体の動き等に応じて、具体的な学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫する」と明記されており、障害の特性や状態、発達の段階等を考慮して合理的配慮を検討しなければなりません。

本来、学習の評価に関しては公平性のもとでの的確に評価されなければなりません。発達障害のある生徒が、学んだ学習内容について、テストを通して十分に力を発揮できているか、また、発揮するためにはどのような配慮が必要であるかを考えることが大切です。

例えば、読み書き障害の生徒には、問題文の文字の拡大や行間を空けたり漢字にルビを振ったりして読みやすくすること、問題用紙の番号と解答欄の番号に同じ色を着けてわかりやすくすること、書く時間を保障するための時間延長等が考えられます。これらはあくまでも例であり、テストを受ける際に公平な環境を保障するためにはどのような配慮が必要かを、生徒本人の希望も丁寧に聞き取りながら、個別に検討することが大切です。

<テストの際の配慮例>

- \*テスト前の練習（小集団、個別指導）      \*小テストを繰り返し実施
- \*鮮明な印刷、カラー印刷による見やすい問題用紙      \*問題文の読み上げ
- \*問題用紙にルビを振る、行間を空ける、文字を拡大する
- \*問題用紙と解答用紙を1枚にする      \*巡回中の丁寧な説明
- \*別室受験、座席の配慮      \*テスト時間の延長      \*テスト監督の複数配置

### ③進学に向けて

#### 2 大学等における障害のある学生の現状

##### (2) 支援の実施状況

###### ・授業支援

障害のある学生への授業支援実施校数は686校(全体の58.0%)であり、最も多くの大学等で実施されているのは「教室内座席配慮」416校(35.2%)、次いで「配慮依頼文書の配付」390校(33.0%)、「実技・実習配慮」306校(25.9%)となっている。

###### ・授業以外の支援

授業以外の支援実施校数は619校(52.4%)であり、最も多くの学校で実施されているのは「専門家によるカウンセリング」386校(32.7%)、次いで「休憩室・治療室の確保等」253校(21.4%)、「対人関係配慮」237校(20.1%)となっている。

###### ・発達障害のある学生への支援状況

発達障害のある学生又は発達障害のあることが推察される学生に支援を行っている学校数は602校(50.9%)である。授業支援で最も多いのは「配慮依頼文書の配付」246校(20.8%)、次いで「学習指導」181校(15.3%)、「履修支援」180校(15.2%)となっている。授業以外の支援で最も多いのは「専門家によるカウンセリング」392校(33.2%)、次いで「対人関係配慮」270校(22.8%)、「自己管理指導」231校(19.5%)「居場所の確保」198校(16.8%)である。

(障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)平成29年4月より)

上記の報告からも、発達障害のある大学生における学習上または生活上の困難への配慮は広がりつつあると言えます。

また、入学試験においても、受験上(及び修学上)特別な配慮を必要とするものは、出願に先立ち、事前相談を実施している大学も増えています。

事前相談の具体的な手続きについて、千葉大学を例にとると、申請をする場合は、以下の㉠～㉣(㉣は提出可能な場合)を担当部署に提出し、提出書類をもとに配慮について検討することになっています。

⇒ <<提出書類 ㉠事前相談申請書 ㉡医師の診断書 ㉢受験上の配慮事項決定通知>>

もちろんすべての申請内容が措置されるわけではありませんが、入試時(または入学後)において事前に配慮申請ができること、その結果をもとに受験校を選べるようになっていることは、大学と受験者双方が合意の上で、受験(及び修学)ができるという、本来あるべき進路選択が行われ始めていると言えます。

加えて、入学後も多くの大学において、学生相談室等が設置され、学習上または生活上で困難を感じる学生が気軽に活用することができ、障害のある学生が自分らしく大学生活を送れるよう支援が行われています。

これからも全ての学びの場で、学生への教育的ニーズへの適切な支援が充実し、多様で連続性のある学びが実現されることが期待されます。

#### ④就職に向けて

千葉県における高等学校卒業後の進路は、大学等への進学がもっとも多く 55.7%、続いて専修学校等が 25.2%であり、就職者は 13.8%（6,808 名）です。（下表参照）

6,808 名の就職者の中で、特別な支援（合理的配慮等）を必要とする割合は明確ではありませんが、その必要性は言うまでもありません。

また、高等学校において卒業後の支援は、例外を除き行われなことが原則です。このことから、就職後の就労定着には㊟就職に向けての取組と㊠就職後の支援との二つがポイントです。

（出典「千葉県ホームページ」）

#### 高等学校（公・私立） 卒業後の状況（平成 29 年 3 月卒業者）

区 分	28年3月卒業		29年3月卒業		公 立			私 立		
	人数	構成比	人数	構成比	計	男	女	計	男	女
卒業 者 総 数 (T)	48,944	100.0	49,330	100.0	33,614	16,678	16,936	15,716	8,280	7,436
大 学 等 進 学 者 (A)	27,451	56.1	27,466	55.7	16,566	8,004	8,562	10,900	5,645	5,255
専修学校（専門課程）進学者(B)	8,734	17.8	8,766	17.8	7,046	2,733	4,313	1,720	650	1,070
専修学校（一般課程）等入学者(C)	3,909	8.0	3,641	7.4	2,319	1,619	700	1,322	941	381
公共職業能力開発施設等入学者(D)	104	0.2	121	0.2	116	102	14	5	5	0
就 職 者(E)	6,719	13.7	6,808	13.8	5,880	3,381	2,499	928	523	405
その他(事手伝い等・除予備校)(F)	2,022	4.1	2,526	5.1	1,685	838	847	841	516	325
不 詳 ・ 死 亡(G)	5	0.0	2	0.0	2	1	1	0	0	0
再掲 A～Dのうち就職している者(H)	11	0.0	2	0.0	1	0	1	1	1	0
大 学 等 進 学 率 (A/T)	56.1		55.7		49.3	48.0	50.6	69.4	68.2	70.7
就 職 率 (E + H/T)	13.8		13.8		17.5	20.3	14.8	5.9	6.3	5.4

㊟では、従来の学校推薦や求人票による選択ではなく、実際に実習を行う体験型の選択や下枠の『キャリアセンター』等の就労支援施設の活用が有効だと思われます。

㊠においては、卒業前からの福祉・労働の行政機関とのつながりや事業所への申し送り事項の確認（移行支援計画等）が有効です。

高等学校と事業所が生徒の在学中から就労後の一定期間を「バトンゾーン」（引継期間）として設定することで㊟㊠を中心とした支援体制が望まれます。

千葉県には県の単独事業として「千葉障害者就業支援キャリアセンター」があります。障害のある方の就職サポート、障害のある方を雇用する企業のサポートを主な目的として平成 16 年 1 月にスタートしました。その後、「障害者就業・生活支援センター事業」を受託し、相談から訓練、就労後のアフターフォローを一貫して行う就労支援機関として現在活動しています。

キャリアセンターでは障害の種類、手帳の有無にかかわらず支援を行っています。ただし、就職の支援においては「障害者雇用」で支援する場合に手帳が必要になります。

他の機関（高等学校に在籍中）に所属されている方の訓練参加も可能です。

千葉障害者就業支援キャリアセンター／障害者就業・生活支援センター 千葉障害者キャリアセンター HP参考

## ⑤千葉県手話言語条例

聴覚に障害のある方の意思疎通のために使われる手話等（手話、筆談等）を普及するための「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例（手話言語条例）」が平成 28 年 6 月 28 日に施行されました。

この条例では、手話や要約筆記などのコミュニケーション手段の普及促進、聴覚障害者に対する情報の提供に関する合理的な配慮について、また、手話等に対する理解促進の必要性が示されています。

また、平成 29 年度においては、千葉県の公立幼稚園・こども園、小・中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校において、教職員対象の研修会が行われました。

[学校における手話等の普及]

- 学校の設置者は、聴覚障害児が手話等を用いて学べるよう教職員の手話等の技能向上に必要な措置を講ずるよう努める。
- 聴覚障害児に手話等の学習の機会の提供並びに聴覚障害児の保護者に対する教育に関する相談への対応及び支援に努める。

千葉県ホームページ「千葉県手話言語条例」より

## 千葉県手話言語等の普及推進に関する条例

(学校における手話等の普及)

### 第十二条

聴覚の障害のある幼児、児童又は生徒（以下「聴覚障害児」という。）が通園し、又は通学する学校の設置者は、聴覚障害児がその特性に応じた手話等を学び、又は手話等を用いて各教科若しくは各領域を学ぶことができるよう、教職員の手話等に関する技能を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 聴覚障害児が通園し、又は通学する学校の設置者は、聴覚障害児に対する手話等に関する学習の機会の提供並びに聴覚障害児の保護者に対する教育に関する相談への対応及び支援に努めるものとする。

3 聴覚障害児が通園し、又は通学する学校の設置者は、教職員の手話等に関わる専門性の向上に関する研修等に努めるものとする。

4 学校の設置者は、手話等に関する児童及び生徒の理解の促進に努めるものとする。

## ⑥障害のない生徒への障害者理解教育

第2次千葉県特別支援教育推進基本計画（平成29年10月）では、基本的な考え方として、以下のように示しています。

### 基本的な考え方

#### — 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進 —

- 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その能力や可能性を最大限に伸ばす教育を目指します。
- 障害のある幼児児童生徒が、地域社会の一員として積極的に活動し、豊かに生きることができる教育を目指します。
- 障害のない幼児児童生徒が、障害者理解を深め、障害のある人と共に社会をつくるための基礎を培う教育を目指します。

本県では、障害のない幼児児童生徒への障害者理解教育をはじめとして、障害の有無にかかわらず、誰もが地域や職場・学校などで、共に支え合って暮らす共生社会の形成を目指しています。

全ての学校において、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学び、互いを社会の構成員として尊重し理解し合う気持ちを育てていきます。そのために、県教育委員会の方針に沿って、思いやりのある豊かな心を育む道徳教育や人権教育の中でも障害者理解教育の推進に努めています。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした障害者スポーツの普及など様々な取組を通して、「心のバリアフリー」の考え方を広め、障害についての理解促進に努めています。（平成29年4月「千葉県オリンピック・パラリンピックを活用した教育の取組方針」）障害の有無にかかわらずスポーツ・文化芸術活動を通して、地域の人々と感動を共有する機会の充実を図っています。